



茨城県報

第 2184 号

平成22年5月31日

月 曜 日

目 次

規 則 (人 事 委 員 会)

ページ

●職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 1

告 示

●救急告示病院の名称の変更 (医療対策課) 2

●受胎調節実地指導員の指定 (子ども家庭課) 2

●大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課) 2

●大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) 3

●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) 5

●保安林の指定の予定 (9件) (林業課) 5

●道路の区域の変更 (道路維持課) 10

●道路の供用の開始 (道路維持課) 10

公 示

●落札者等の公示 (環境対策課) 11

●道路の位置の指定 (2件) (建築指導課) 11

●落札者等の公示 (会計第二課) 12

●入札公告 (管財課) 12

正 誤

●平成20年11月20日付け茨城県報第2031号中 14

規 則

(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年5月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第6号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則 (昭和36年茨城県人事委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

別表第35の2山梨県の項の次に次のように加える。

静 岡 県	静岡市	5 級 地
-------	-----	-------

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

告 示

茨城県告示第682号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院の開設者から、次のとおり名称を変更した旨届出があったので告示する。

平成22年5月31日

茨城県知事 橋 本 昌

事項	変 更 前	変 更 後
名 称	医療法人社団 聖嶺会立川病院	医療法人社団 聖嶺会立川記念病院

茨城県告示第683号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成22年5月24日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成22年5月24日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 佐 竹 美智子

住 所 茨城県筑西市松原2919

茨城県告示第684号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成22年5月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 清 野 智

(2) 住所

東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅南口ビル (仮称)

水戸市宮町一丁目107-4 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
未定	未定	未定

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成23年 1 月14日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,132㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 351台

イ 駐輪場の収容台数 20台

ウ 荷さばき施設の面積 258㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 32㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 7 時

(閉店時刻) 午後 10 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6 時30分～午後10時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

3 届出年月日

平成22年 5 月13日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第685号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見

書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成22年5月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社長崎屋

代表取締役 成 沢 潤 治

(2) 住所

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

荒川沖ショッピングセンター

土浦市荒川沖東二丁目7番1号

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時～午後8時

(変更後) 午前8時～翌午前1時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後8時30分

(変更後) 午前7時30分～翌午前1時30分

(3) 変更する年月日

平成22年6月5日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社長崎屋	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	成 沢 潤 治

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

12,484㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 436台

(イ) 駐輪場の収容台数 98台

(ウ) 荷さばき施設の面積 65㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 59㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

8箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後9時

3 届出年月日

平成22年 5 月19日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第686号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成22年 5 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザひたち野うしく

牛久市ひたち野東二丁目7番地2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成22年 5 月10日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 牛久市 竜ヶ崎・牛久都市計画事業東下根特定土地区画整理事業地内307街区1画地 外

(変更後) 牛久市ひたち野東二丁目7番地2 外

(イ) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 町 田 充

(変更後) 代表取締役 佐 藤 隆

(3) 届出年月日

平成22年 4 月22日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第687号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 5 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

常陸太田市和田町字間丁981番（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第688号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年5月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町大字久野瀬字梶ノ沢285番，297番，298番，300番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第689号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年5月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町大字頃藤字後山2428番，字仁田2950番1（次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第690号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年5月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町大字頃藤字北浦6396番、字横道6401番から6403番まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第691号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年5月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町大字栃原字栃原沢472番2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第692号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年5月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町大字栃原字榎木平289番1, 289番3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第693号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年5月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町大字西金字向川原2595番1, 2595番2, 2596番1, 字向山2613番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第694号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年5月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町大字袋田字定本3353番, 3360番1, 字花ノ草3362番, 3371番1, 3371番5, 3371番7

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第695号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年5月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町大字袋田字前山139番から142番まで, 字大北向186番, 188番1, 188番2, 190番1,

190番3, 191番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年5月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年5月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路線名 十王停車場線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	摘 要
日立市十王町友部東2丁目1番15地先から 日立市川尻町6丁目2839番地先まで	(A) 旧	最大 9.8 最小 6.4	326	
日立市十王町友部東2丁目1番1地先から 日立市川尻町6丁目2839番地先まで	(B) 旧	最大 57.8 最小 8.5	945	
日立市十王町友部東2丁目1番1地先から 日立市川尻町6丁目2839番地先まで	(B) 新	最大 57.8 最小 8.5	945	旧道移管

茨城県告示第697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年5月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年5月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路線名 県道 長高野北条線

2 供用開始の区間 つくば市山木368番4地先から
つくば市山木373番地先まで

3 供用開始の期日 平成22年5月31日

公 告

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成22年 5 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
平成22年度有機ヒ素化合物高濃度汚染対策事業における地下水処理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
生活環境部環境対策課
水戸市笠原町978番 6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成22年 4 月 1 日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社鴻池組
代表取締役社長 蔦 田 守 弘
大阪府大阪市北区梅田三丁目 4 番 5 号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
220,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による場合には、その理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年 5 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿七建指令 第 5 号	平成22年 5 月 21 日	オーシャン ロッジ 株式会社 代表取締役 児嶋 剣丈	銚田市台濁沢1065番 地 1	銚田市汲上字原山2324 番 1, 同番11, 2325番 6, 同番 7	メートル 4.20	メートル 28.02

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次の通り指定した。

平成22年 5 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西七建指令 第50号	平成22年5月20日	株式会社 宮田不動産 代表取締役 宮田 一	結城市大字結城5978 番地	結城市大字結城字公達 9822番2, 同番20	メートル 4.51	メートル 34.92

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成22年5月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
乗用自動車（1,500cc 以下 ハイブリッド, 4 又は 5 ドア）7 台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
会計事務局会計第二課 水戸市笠原町978番6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成22年5月17日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
茨城トヨペット株式会社 茨城県水戸市千波町2028番地の1
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
11,424,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、第4条第1項の公告または第5条第1項の公示を行った日
平成22年4月22日

●入札公告

県有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成22年5月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 売却物件

物件 番号	土地の所在及び地番	種別	公簿地目, 種類・構造	実測面積 (㎡)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
1	筑西市字東京田乙446番2	土地	宅 地	924.96	21,930,000	2,193,000
2	常総市新石下字芝原1345番3	土地	宅 地	586.16	9,850,000	985,000

物件 番号	土地の所在及び地番	種別	公簿地目, 種類・構造	実測面積 (㎡)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
3	高萩市肥前町一丁目20番	土地	宅 地	3,497.67	69,870,000	6,987,000
		建物	事務所 鉄骨鉄筋コ ンクリート造 2階建	964.73		
4	稲敷市江戸崎字蓮坊甲426番 6, 甲426番7	土地	宅 地	856.11	4,400,000	440,000
5	稲敷市江戸崎字野々入甲1233 番3	土地	雑 種 地	10,954.84	24,100,000	2,410,000
		建物	倉 庫 鉄骨造重鉛 メッキ鋼板ぶ き平家建	198.74		
6	稲敷郡阿見町青宿656番1, 656番2	土地	宅 地	620.63	12,660,000	1,266,000

(注) 物件番号3番の面積は、公簿面積である。

2 入札に参加することができない者

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者は、この入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 茨城県職員のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (3) 茨城県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾し、又は遵守することができない者
- (4) あらかじめ3により一般競争入札への参加申込みをしている者でない者

3 入札参加申込み

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)により参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 申込手続

一般競争入札の参加の申込手続は、(1)により参加の申込手続を完了した後、平成22年6月18日(木)まで(郵送により申し込む場合は、平成22年6月18日(木)までの消印があるものを有効とする。)に、所定の申込書により茨城県総務部管財課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

4 入札説明書(茨城県インターネット公有財産売却ガイドライン)及び契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 電話029-301-2380

5 入札等の場所及び期間

(1) 場所

公有財産売却システムによる。

(2) 入札期間

平成22年7月1日(木)午後1時から平成22年7月8日(木)午後1時まで

(3) 開札日時

平成22年7月8日(木)午後1時

6 入札の無効

上記2に示す入札に参加することができない者のした入札、入札説明書(茨城県インターネット公有財産売却ガイドライン)に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

7 入札の方法

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を登録する。

なお、この登録は、1回に限り行うことができる。

(2) 郵便による入札書の提出は、認めない。

8 落札者の決定の方法

物件ごとに、公有財産売却システムによる入札において、予定価格以上の有効な入札を行った者のうち最高額の入札を行った者を落札者とする。

9 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、県が定めた入札保証金を、指定された納付方法により納付しなければならない。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付する(申請により契約保証金に充当する場合を除く)。

10 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、前記9の入札保証金は、県に帰属する。

11 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、県の示す契約条項により県と売買契約を締結するとともに、売買代金を、県が発行する納入通知書により一括して、県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

12 現地説明の日時及び場

現地説明会は、設定しておりません。

現地での説明をご希望される方は、ご連絡下さい。

連絡先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 電話029-301-2380(直通)

~~~~~

---

正 誤

---

平成20年11月20日付け茨城県報第2031号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤  |     | 正  |     |
|-----|-------|----|-----|----|-----|
| 20  | 下から 6 | 最大 | 4.3 | 最大 | 8.4 |
| 20  | 下から 4 | 最小 | 4.0 | 最小 | 7.4 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)